

第364次結社の自由委員会報告書（抄）
（第2844号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

委員会の勧告

パラグラフ 649

前述の結論の観点を踏まえ、委員会は、理事会に対して、以下の勧告を承認するよう要請する。

(a) 委員会は、政府に対して、人員削減の過程において、労働組合が機能し労働者の代表性が継続されるために、関係当事者と協議して措置が講じられることを確保するよう要請する。

(b) 会社に解雇された 148 名の労働者が、会社との間に法的に拘束力のある契約が存在することの確認を裁判所に求めて、2011 年 1 月に東京地方裁判所に、会社に対する訴訟を提起したことに留意し、委員会は、政府に対して裁判所で係争中の訴訟の結果に関する情報を提供することを要請する。

(c) 委員会は、再生計画を策定する際に、労働組合との十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。なぜなら、労働組合は、このような性質の計画が労働者に対して与える悪影響を最小限にすることを確保する上で基本的な役割を担うからである。委員会は、政府がこの原則の十分な尊重を確保することを望む。

(d) 「企業再生支援機構による不当労働行為」に関する東京都労働委員会による 2011 年 8 月 3 日に出された救済命令に関して、委員会は、政府に対して、会社が 2011 年 9 月 1 日に東京地方裁判所に提訴した当該救済命令の取消しを求める申立ての結果に関する情報を提供することを要請する。